のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、損保ジャパンがトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

事故にあわれたときは、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記の事故サポートデスクへご連絡ください。

事故サポートデスク

【受付時間】◆平日：午後5時〜翌日午前9時
◆土日祝日：24時間
（12月31日〜1月3日を含みます。）

0120-727-110

商品に関するお問い合わせ

●損保ジャパン公式ホームページ「よくあるご質問」

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と損保ジャパンからの回答を、インターネットでご覧いただけます。

◆パソコン版はこちら
http://www.sompo-japan.co.jp
損保ジャパン　検索

◆携帯電話版はこちら
http://m.sompo-japan.co.jp
※iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ対応
※一部機種ではご利用いただけない場合があります。

●お客さまフリーダイヤル

【受付時間】◆平日：午前9時〜午後8時
◆土日祝日：午前9時〜午後5時
（12月31日〜1月3日は休業）

0120-222-882

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・損保ジャパン営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：（社）日本損害保険協会　そんぽADRセンター】
ナビダイヤル 0570-022808 【受付時間】平日:午前9時15分〜午後5時
【インターネットホームページアドレス】
http://www.sonpo.or.jp/

●「ほ〜むジャパン」は、債務者集団扱の「個人用火災総合保険」のペットネームです。
●このパンフレットは「個人用火災総合保険（新価・実損払）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜引受保険会社一覧＞

取扱代理店

株式会社 損害保険ジャパン
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1　TEL. 03（3349）3111
ホームページアドレス　http://www.sompo-japan.co.jp

（SJ11-04704 2011.8.15）

しんきんグッドすまいる

平成23年4月

融資住宅用火災保険

この街と生きていく

火災保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

火災はもちろん、

住まいを取りまく“火災以外の事故（アクシデント）”も、ほ～むジャパンにおまかせください!

火災保険の支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、事故件数ランキングでは水災、風災、雪災、雹（ひょう）災、落雷などの自然災害や日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう!〈損保ジャパン 平成22年度火災保険支払実績〉より

事故件数ランキング

事故種別	事故件数
水災・風災・雪災など	29,778件
落　雷	18,001件
漏水などによる水濡れ	13,245件
不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	11,229件
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	10,346件
盗難による盗取・損傷・汚損	9,540件
火　災	5,562件
地震（地震保険）	3,585件

平均支払額ランキング

順位	事故種別
第1位	火　災
第2位	地震（地震保険）
第3位	水災・風災・雪災など
第4位	漏水などによる水濡れ
第5位	落　雷
第6位	不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）
第7位	盗難による盗取・損傷・汚損
第8位	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突

※平均支払額とは、平成22年度に損保ジャパンでお支払いした事故の支払額の平均額です。

たとえば
火災による全損時の建物平均お支払保険金
1,405.3万円

住まいのお守り
ほ～むジャパン

建物を補償!

家財も補償!

さらにプラス 地震保険で

地震にも対応!

建物と家財　建物のみ
が選べます。

原則付帯されます。

補償があってよかった!
火災以外の事故のお支払保険金事例

事故件数1位　水災・風災・雪災など
事故事例
集中豪雨で自宅が床上浸水した。
お支払保険金　152.7万円

事故件数3位　漏水などによる水濡（ぬ）れ
事故事例
天井裏の水道管が破損し水濡（ぬ）れ損害が発生した。
お支払保険金　71.1万円

事故件数4位　不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）
事故事例
物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。
お支払保険金　26.9万円

事故件数6位　盗難による盗取・損傷・汚損
事故事例
泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。
お支払保険金　91.9万円

あなたのお住まいのピッタリプランをチェックしてみましょう!

もくじ

ほ～むジャパン4つの特長 ………… P.3
1.自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!
2.いざというときの受取保険金が違う!
3.24時間駆けつけます!水・かぎレスキュー隊
4.補償内容がひと目でわかる!「保険のとりせつ」

さっそくチェック! ピッタリプラン見つけチャート　P.5
フローチャートにそって進むと、ライフスタイルやお住まいの状況にあわせてピッタリな補償を選ぶことができます。ぜひ最適プラン探しにお役立てください。

戸建プラン　P.7
補償内容と4つの契約プランを一覧で表示しています。

マンションプラン　P.9
補償内容と6つの契約プランを一覧で表示しています。

災害後の暮らしをしっかりサポート 地震保険（原則付帯）　P.11
地震保険の補償内容や保険金のお支払いについて掲載しています。

火災保険にセットできる主な特約（オプション）　P.13
ライフスタイルにあわせて、さらに幅広い補償をオプションとしてセットできます。必要に応じてお選びください。

保険金をお支払いできない主な場合　P.14
ご契約前に必ずご確認ください。

ほ～むジャパンのあらまし ………… P.15
補償内容やお支払いする保険金などの概要を一覧にしています。

ご注意いただきたいこと ………… P.17
ご注意いただきたいことを掲載しています。

ご契約時にご確認いただきたいこと ……… P.18
ご契約時にご確認いただきたいことを掲載しています。

わからないコトバはここでチェック!

保険用語の解説

保険契約者／契約者
保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

被保険者
補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

保険の対象
保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

保険金額
保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。

保険金
保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

保険料
保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。

敷地内
同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。（塀などの囲いの有無を問いません。）また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

再調達価額
損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

協定再調達価額
建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。

新価
保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

時価額
再調達価額による評価額から、年数の経過による減価や使用による消耗分を差し引いた額を基準にした評価額です。時価とは、保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

自己負担額
保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

告知事項
危険※に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。
※危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

通知義務
ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。

住まいの「もしも」に大きな安心!

ほ～むジャパン4つの特長

損保ジャパンのほ～むジャパンは、お客さまの視点から火災保険の安心を見つめ直した、新しい火災保険です。
お客さまの生活環境やライフスタイルにあわせて、幅広い補償からピッタリのプランを選択でき、受取保険金の算出方法やご契約手続き、保険証券の「わかりやすさ」もとことん追求。確かな安心が頼もしい"住まいのお守り"です。

特長 1 自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい!

ほ～むジャパンでは、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。
24時間万全の補償で安心をご提供します。

ひとまわり大きな安心をプラス!
セットできるオプション（各種特約）は p13 をご参照ください。▶

特長 2 いざというときの受取保険金が違う!

建物が古くなっても全額補償!

「評価済保険」の導入（建物のみ）

ほ～むジャパンでは、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いしますので、**全損時には保険金額がそのまま受取保険金となります。**
（自己負担額は差し引かれます。）

ご契約時に評価

年月が経過して…

〈ほ～むジャパンの場合〉
評価済　ご契約時の評価を維持します(注)。

〈従来の火災保険※の場合〉
罹災時再評価　保険金お支払時に再度評価します。

ここが違う! 従来の火災保険※では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。ほ～むジャパンでは、建物に「評価済保険」を導入することでこの問題を解決しました。

（注）保険期間が5年を超える契約の場合、保険期間中に建築費または物価が5%を超えて下落したときは、ご契約時に定めた評価額または保険金額の調整につき、損保ジャパンからお客さまにご連絡します。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました!

「自己負担額」が選択できます!

ここが違う! 従来の火災保険※では、損害の程度によっては損害が補償されなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。ほ～むジャパンでは、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、そうしたわかりにくさを解消しました。

〈ほ～むジャパンの場合〉

お支払いする保険金 ＝ 損害額 － 自己負担額 ＝ 損害保険金

自己負担額は 0円 1万円 3万円 5万円 10万円 から選べます。

自己負担額の詳細については p8 または p10 をご覧ください。

〈従来の火災保険※の場合〉

風　災	◎損害額が20万円未満の場合 お支払いできません。	◎損害額が20万円以上の場合 損害額の全額をお支払いします。
水　災	損害の程度によって、お支払いできる保険金が3段階に分かれていました。	

※従来の火災保険とは、損保ジャパンの新住宅総合保険をいいます。

特長 3 24時間駆けつけます! 水・かぎ レスキュー隊

ほ～むジャパンにご契約いただくと**無料**で使えます!

水まわり、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、応急処置を行う駆けつけサービスです。
サービスをご利用の際は、お客さまの証券番号等で、ご契約の確認をさせていただきます。

サービスのご利用はこちらまで!　「水・かぎ レスキュー隊」専用デスク　0120-620-119（ロック つ まる 119番）　必ず事前にご連絡ください　24時間365日受付

水まわりのトラブル・駆けつけサービス

たとえばこんなとき!

居住建物内（専有・占有部分）の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

- トイレのつまりの除去

- 給排水管などのつまりの除去
- 給排水管などの水漏れ応急修理

かぎのトラブル・駆けつけサービス

たとえばこんなとき!

居住建物（専有・占有部分*）の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。
*専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。

⚠サービスご利用にあたってのご注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用（出張料および作業料）が無料です。ただし、本修理や交換部品代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担（有料）となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 住宅建物内のかぎ（住宅用金庫のかぎなど）の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成23年6月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。
- 詳細は、ご契約のしおり、ご契約後に送付されるとりせつ（取扱説明書）記載の利用規約をご参照ください。

特長 4 補償内容がひと目でわかる!「保険のとりせつ」

○✕表示で補償内容がひと目でわかる証券と約款を一体化したとりせつ（取扱説明書）を作成しました!

- 証券、証券解説、約款を一冊のガイドブックとしてお届けいたします。
- お客さまのご契約内容が○✕表示でひと目で確認できます。
- 「約款は字が細かくて分量も多いため読む気がしない」という声にお応えするため、お客さまが加入した補償内容だけに絞って印刷した「オンデマンド約款」としました。

さっそくチェック! ピッタリプラン見つけチャート

3つのステップであなたの心配に「ピッタリ安心!」をご案内します。

START!

まずはご確認ください。

すべての契約プランで次の補償が受けられます。

- ☑ 火災 事故件数7位 平均支払額1位
- ☑ 落雷 事故件数2位 平均支払額5位
- ☑ 破裂・爆発
- ☑ 風災、雹(ひょう)災、雪災 事故件数1位※ 平均支払額3位※

※このデータは風災、雹(ひょう)災、雪災、水災などの合計です。水災は「ベーシック(Ⅰ型)(Ⅱ型)」「スリム(Ⅰ型)」の場合に補償されます。

Step 1 心配ごとチェック①

気をつけても防ぎようのない事故がたくさんあります…

Check ひとつでも心配なことはありますか?

盗難 事故件数6位 平均支払額7位
- □ ご近所やお知り合いに泥棒被害にあった方はいませんか?

水濡(ぬ)れ 事故件数3位 平均支払額4位
- □ 水道管からの水漏れも意外と多いもの…

車の飛び込みなど 事故件数5位 平均支払額8位
- □ 交通量の多い道路に面していませんか?

☑ はい → Step 2 / □ いいえ → スリム

Step 2 心配ごとチェック②

暮らしの中のちょっとしたアクシデントで数十万円の損害が出ることも…

Check ひとつでも心配なことはありますか?

破損・汚損など 事故件数4位 平均支払額6位
- □ 小さいお子さまがいて、物を壊したりする心配はありませんか?
- □ お部屋の掃除中に誤ってドアや壁を壊すケースもよくあります…
- □ 家具の配置替えで壁や家具を破損したことはありませんか?

☑ はい / □ いいえ

Step 3

保険の対象となる建物は戸建ですか? マンションなど※の戸室ですか?

※コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物または耐火建築物に該当する共同住宅をいいます。

（はい）
- 戸建 → ベーシック(Ⅰ型) P7へ
- マンション □ 洪(こう)水や土砂崩れなどのおそれはありませんか? 河川の近くなど立地によっては、水災も心配です…
  - ☑ ある → ベーシック(Ⅰ型) P9へ
  - □ ない → ベーシック(Ⅰ型)水災なし P9へ

（いいえ）
- 戸建 → ベーシック(Ⅱ型) P7へ
- マンション □ 洪(こう)水や土砂崩れなどのおそれはありませんか? 河川の近くなど立地によっては、水災も心配です…
  - ☑ ある → ベーシック(Ⅱ型) P9へ
  - □ ない → ベーシック(Ⅱ型)水災なし P9へ

（Step 1 いいえ）
- 戸建 スリム(Ⅰ型) スリム(Ⅱ型) P7へ
- マンション スリム(Ⅰ型) スリム(Ⅱ型) P9へ

住まいのお守り ほ〜むジャパン ピッタリプランはこちら!

それぞれの契約プランで **建物と家財** **建物のみ** が選べます。

長期年払契約で最大10%割引!
(保険期間が5年以下の契約にかぎります。)

保険料のご負担を軽くする割引制度があります!

2〜5年の保険期間で、年払でご契約いただくと…

- ●保険料の割引があります。
- ●一度にまとまったお金を用意する必要がありません。
- ●毎年の更新手続きが不要です。

保険期間	割引率
2年	3%
3年	8%
4年	8%
5年	10%

※地震保険は割引の対象外です。

建物のみ の補償だけでは、生活の立て直しに多額の費用が発生します。

家財 の補償もお忘れなく!!

家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。

建物と家財 それぞれに火災保険をかけた場合

補償されます。

補償されます。

建物のみ に火災保険をかけた場合

補償されます。

補償されません。

ほ〜むジャパンの家財の保険では

新価の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

家財の評価額の全額を補償しようとすると保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われないし…とお考えのお客さまのニーズにお応えします。新価の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

■「新価1,500万円」「時価1,000万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金の違い

〈ほ〜むジャパンの場合〉
保険金額を限度に損害全額をお支払い!
(自己負担額は差し引かれます。)

保険金額 600万円 / 火災による損害額 500万円 → 全額をお支払い! 受取保険金 500万円

〈従来の火災保険※の場合〉
損害額を下回る金額で不十分…

$\left(\text{損害額} \times \dfrac{\text{保険金額}}{\text{時価額} \times 80\%} = 500\text{万円} \times \dfrac{600\text{万円}}{1{,}000\text{万円} \times 80\%} = 375\text{万円}\right)$

※従来の火災保険とは、損保ジャパンの新住宅総合保険(価額協定保険特約をセットしない場合)をいいます。

家財の新価の目安

思っている以上に家財は高額です。

(平成23年6月現在)

世帯主の年齢 ＼ ご家族構成	2名 大人のみ	3名 大人2名子供1名	4名 大人2名子供2名	5名 大人2名子供3名	独身世帯
25歳前後	540万円	620万円	700万円	800万円	310万円
30歳前後	730万円	830万円	890万円	990万円	
35歳前後	1,040万円	1,130万円	1,190万円	1,310万円	
40歳前後	1,260万円	1,360万円	1,440万円	1,540万円	
45歳前後	1,440万円	1,540万円	1,600万円	1,710万円	
50歳前後(含以上)	1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円	

※上の表は家財の新価の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

戸建プラン

それぞれの契約プランで **建物と家財** **建物のみ** が選べます。

建物(戸建)または家財を保険の対象とする場合

●「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて4つの契約プランをご用意しました。

<table>
<tr><th>補償内容 / 選べる 契約プラン</th><th>火災</th><th>落雷</th><th>破裂・爆発</th><th>風災、雹災、雪災</th><th>水災</th><th>建物外部からの物体の落下・飛来・衝突</th><th>漏水などによる水濡れ</th><th>騒擾・集団行動等に伴う暴力行為</th><th>盗難による盗取・損傷・汚損</th><th>不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)</th><th>選べる 自己負担額*</th></tr>
<tr><td></td><td>失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。</td><td>落雷による損害を補償します。</td><td>ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。</td><td>風、雹、雪などによる損害を補償します。</td><td>台風や集中豪雨による水災(床上浸水等)の損害を補償します。 詳しくは P15 へ</td><td>自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。</td><td>給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 給排水設備自体に生じた損害を除きます。</td><td>集団行動などに伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。</td><td>盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。</td><td>誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。</td><td>*臨時費用保険金なしを選択された場合は、自己負担額0円または1万円を選択することはできません。</td></tr>
<tr><td>ベーシック(I型)</td><td colspan="3">○</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="4">○</td><td>○</td><td>0円* 1万円* 3万円 5万円 10万円 (下記⚠参照)</td></tr>
<tr><td>ベーシック(II型)</td><td colspan="3">○</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="4">○</td><td>補償されません</td><td>0円* 1万円* 3万円 5万円 10万円</td></tr>
<tr><td>スリム(I型)</td><td colspan="3">○</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="4">補償されません</td><td>補償されません</td><td>3万円 5万円 10万円</td></tr>
<tr><td>スリム(II型)</td><td colspan="3">○</td><td>○</td><td>補償されません</td><td colspan="4">補償されません</td><td>補償されません</td><td>3万円 5万円 10万円</td></tr>
</table>

＋ 自動的にセットされます

●「費用保険金」補償内容

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。

損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実費にかかった費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。)

保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

＋

臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。

[支払割合・限度額が選べます] 選べる

損害保険金×30% 限度額300万円	損害保険金×30% 限度額100万円	
損害保険金×20% 限度額100万円	損害保険金×10% 限度額100万円	臨時費用保険金なし

さらに プラス

ほ〜むジャパンには原則付帯されます。
ご希望により外すこともできます。

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について

詳しくは P11 へ

ひとまわり大きな安心をプラス!

さらに補償を拡げるオプション(各種特約)は P13へ

プラン選びのポイント

「✕ 補償されません」の場合、このような事故で保険金を受け取ることはできません。

「水災」事故事例

集中豪雨で自宅が床上浸水した。

お支払保険金 **152.7万円**

「盗難による盗取・損傷・汚損」事故事例

泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。

お支払保険金 **91.9万円**

「不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)」事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金 **26.9万円**

自己負担額とは

上記の補償(費用保険金は除きます。)に対する損害では、下記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし保険金額が上限となります。

損害額 − 自己負担額 = 損害保険金

⚠自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

家財を保険の対象とした場合のご注意

①お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝石等」といいます。)や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

②明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い

貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

③盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)

■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いできない主な場合は P14 をご参照ください。▶

あなたの住まいに大きなお守り!

マンションプラン

それぞれの契約プランで 建物と家財 建物のみ が選べます。

建物(マンション戸室・マンション一棟)または家財を保険の対象とする場合

マンションプランをお選びいただく場合のご注意

マンションプランをお選びいただくことができるマンションとは、コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物または耐火建築物に該当する共同住宅をいいます。

●「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プランをご用意しました。

補償内容 / 選べる 契約プラン	火災	落雷	破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	漏水などによる水濡れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	選べる 自己負担額*
	失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。	落雷による損害を補償します。	ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。	風、雹、雪などによる損害を補償します。	台風や集中豪雨による水災(床上浸水等)の損害を補償します。 詳しくはP15へ	自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。	給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 給排水設備自体に生じた損害を除きます。	集団行動などに伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。	盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。	誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。	*臨時費用保険金なしを選択された場合は、自己負担額0円または1万円を選択することはできません。
ベーシック(Ⅰ型)	○			○	○	○				○	0円* / 1万円* / 3万円 / 5万円 / 10万円
ベーシック(Ⅰ型)水災なし	○			○	補償されません	○				○	0円* / 1万円* / 3万円 / 5万円 / 10万円 (下記⚠参照)
ベーシック(Ⅱ型)	○			○	○	○				補償されません	0円* / 1万円* / 3万円 / 5万円 / 10万円
ベーシック(Ⅱ型)水災なし	○			○	補償されません	○				補償されません	0円* / 1万円* / 3万円 / 5万円 / 10万円
スリム(Ⅰ型)	○			○	○	補償されません				補償されません	3万円 / 5万円 / 10万円
スリム(Ⅱ型)	○			○	補償されません	補償されません				補償されません	3万円 / 5万円 / 10万円

(○は火災・落雷・破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突~盗難による盗取・損傷・汚損の各列にまたがって表示)

●「費用保険金」補償内容

自動的にセットされます

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。

損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用は含みません。)

保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。

[支払割合・限度額が選べます]

損害保険金×30% 限度額300万円	損害保険金×30% 限度額100万円	
損害保険金×20% 限度額100万円	損害保険金×10% 限度額100万円	臨時費用保険金なし

ほ~むジャパンには原則付帯されます。

ご希望により外すこともできます。

さらにプラス

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について

ひとまわり大きな安心をプラス! さらに補償を拡げるオプション(各種特約)は P13へ

プラン選びのポイント

「✕ 補償されません」の場合、このような事故で保険金を受け取ることはできません。

「漏水などによる水濡れ」事故事例

天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。

お支払保険金 71.1万円

「盗難による盗取・損傷・汚損」事故事例

泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。

お支払保険金 91.9万円

「不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)」事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金 26.9万円

自己負担額とは

上記の補償(費用保険金は除きます。)に対する損害では、下記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし保険金額が上限となります。

損害額 − 自己負担額 = 損害保険金

⚠自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

家財を保険の対象とした場合のご注意

①お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝石等」といいます。)や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

②明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い

貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

③盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)

■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

■通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いできない主な場合は P14 をご参照ください。▶

災害後の暮らしをしっかりサポート

地震保険（原則付帯）

火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火災（発生原因を問いません。）が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

地震保険の保険の対象

保険の対象となるのは、以下の建物と家財です。

建物

住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

家財

居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。

⚠ 保険の対象に含まれないもの　家財であっても以下のものは補償の対象に含まれません。
（火災保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。）

- ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ●自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- ●1個（または1組）の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品（明記物件）
- ●稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの（明記物件）

地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定：地震保険が付帯される主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定します。
保険金額の限度額：保険の対象ごとに以下のとおりです。（地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。）

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円※
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

※2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯（戸室）数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険は、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、下記の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	30%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有している場合	10%・20%・30%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

※地震保険の保険期間の開始日により適用できる割引が異なります。

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。ほ～むジャパンに付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。
（火災ナビでのお手続きの場合は、火災ナビの画面上で申し込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。）

※保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⚠ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のでご注意ください。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100％・50％・5％を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度を確認します。

	損害の状況：建物	損害の状況：家財	お支払いする保険金
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100%（時価額が限度）
半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%～50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%～70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の30%～80%未満	地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%～20%未満 全損・半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の10%～30%未満	地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。（平成23年7月現在）　※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

⚠ 建物の損害認定に関する注意点

保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度に応じて、「全損」「半損」「一部損」を認定します。主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。
【例】●門、塀、垣のみに損害があった場合
　　●給湯器やソーラーパネルのみに損害があった場合

⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。
【例】●保険の対象が建物の場合で、瓦のみが割れた、内壁の一部にひびが入った場合などで上記「一部損」に至らない場合
　　●保険の対象が家財の場合で、食器類のみが割れた、テレビのみが倒れて壊れた場合などで上記「一部損」に至らない場合

⚠ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金（残存物取片づけ費用など）も支払われません。（地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。）

保険金をお支払いできない主な場合

（詳細はP.14 4をご参照ください。）

・地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
・保険の対象の紛失・盗難の場合
など

ひとまわり大きな安心をプラス! 火災保険にセットできる主な特約(オプション)

個人の方から大家さん、店舗併用住宅にお住まいの方まで、"プラスアルファ"の安心を手にしていただける特約です。
いざというときのために、ぜひ追加のご加入をご検討ください。

マイホームご購入のお客さま向け

ご近所付き合いを円滑にするために

類焼損害特約

お住まいからの失火でお隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の賠償責任がなくても、お隣の住宅や家財を補償する特約です。

※このオプションによってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険内容をお伝えいただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

賠償責任が心配な方へ

個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

※国内外の事故にかかわらず補償します。

持ち出した家財の損害などが心配な方へ

携行品損害特約(自己負担額1万円)

保険期間5年以下の契約にかぎりご加入いただけます。

保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※保険の対象に家財が含まれる場合にかぎります。

※国内外の事故にかかわらず補償します。

賃貸マンション・アパートオーナーさま向け

大家さんへ

家賃収入特約

保険期間5年以下の契約にかぎりご加入いただけます。

他人に貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

※保険の対象に建物が含まれる場合にかぎります。

賠償責任が心配な方へ

施設賠償責任特約

保険期間5年以下の契約にかぎりご加入いただけます。

建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

※対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業にかぎります。

※ご契約いただく主契約の条件などによっては、上記特約をセットしていただけない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。
各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

ご注意! 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。
必ずご確認ください。詳細については普通保険約款および特約をご確認ください。

〔火災保険〕

1 次の❶から❼までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

❶保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
❷被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
❸被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
❹保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
❺保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
❻運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
❼P151.損害保険金の①から⑥までの事故またはP162.費用保険金の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(注3)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の❷に該当する場合であっても地震火災費用保険金(P162.費用保険金の①)については、保険金をお支払いします。

❶戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
❷地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を補償することができます。詳細につきましては、P11 P12地震保険をご参照ください。)
❸核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の❶から⓲までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)(P151.損害保険金の⑨)の損害保険金をお支払いできません。

❶差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
❷被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
❸保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
❹保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
❺詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
❻土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
❼保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
❽義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
❾楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
❿楽器の音色または音質の変化
⓫風、雨、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
⓬移動電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
⓭携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害
⓮電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
⓯動物または植物について生じた損害
⓰自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
⓱保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
⓲保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。

〔地震保険〕

4 次の❶から❻までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

❶保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
❷被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
❸保険の対象の紛失または盗難
❹戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
❺核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
❻地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

(注1)保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2)その者(被保険者でない保険金を受け取るべき者)
被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3)❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用
❶から❸までの事由によって発生したP151.損害保険金の①から⑨、P162.費用保険金の①から④に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でもP151.損害保険金の①から⑨、P162.費用保険金の①から④に掲げる事故が❶から❸までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(注4)暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5)核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注6)核燃料物質(注5)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

ほ〜むジャパンのあらまし

1.損害保険金

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分(損害保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	【建物】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額※ − 自己負担額 ＝ 損害保険金 ※損害額とは、新価を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) 建物のみが保険の対象である場合は、⑧の通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。 【家財(注6)】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額※ − 自己負担額 ＝ 損害保険金 ※損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。 通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額を支払います。 事故の種類 ／ 限度額 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難 ／ 20万円 預貯金証書の盗難 ／ 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
②風災(注1)、雹災、雪災(注2)	風災(注1)、雹災または雪災(注2)によって保険の対象が損害(注3)を受けた場合	
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア)保険の対象である建物または家財にそれぞれ再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注4)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。	
⑤漏水などによる水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。 (ア)給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	
⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(注5)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合	
⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額に含みます。	
⑧通貨、預貯金証書等の盗難 ※家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の(ウ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含みます。ただし、その再調達価額を限度とします。 (ア)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後遅滞なく預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (イ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (ウ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後遅滞なく乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。	
⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。 (P13 3 の保険金をお支払いできない主な場合もご参照ください。)	

(注1)風災　台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
(注2)雪災　豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
(注3)風災・雹災・雪災による損害　雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災(注1)、雹災または雪災(注2)によって直接破損したために生じた場合にかぎります。
(注4)床上浸水　居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
(注5)騒擾およびこれに類似の集団行動　群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動(注7)に至らないものをいいます。
(注6)家財　家財に動物が含まれている場合は、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときにのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合は、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときにのみ保険金をお支払いします。
(注7)暴動　群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

2.費用保険金

費用の区分(費用保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用(注)を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 (注)たとえば、保険の対象に火災が発生した際の以下の費用が該当します。 ・消火活動に使用した消火器の再取得費用 ・消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ・消火活動に従事した方の着用物の修理費用または再取得費用　など ただし、消火活動に伴う人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。	実費(保険金額限度)
①地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(地震によって建物が倒壊した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 (ア)保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(※1)。 (イ)保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(※1)、またはその家財が全焼となったとき(※2)。 ※1 建物が半焼以上となったとき　建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 ※2 家財が全焼となったとき　家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。	保険金額×5%
②残存物取片づけ費用保険金	P15 1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費(損害保険金×10%限度)
③水道管修理費用保険金 ※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊※を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、水道管修理費用保険金はお支払いしません。 ※パッキングのみに生じた損壊を除きます。	実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)
④臨時費用保険金	P15 1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合(臨時費用なしを選択された場合は補償されません。)	損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。

3.特約

セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、お隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。	お隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円を限度とします。)
個人賠償責任特約	日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます。) ●被保険者※が日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者※の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を破壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ※被保険者とは、被保険者、その配偶者(内縁を含みます。)、被保険者もしくはその配偶者(内縁を含みます。)と同居の親族または別居の未婚の子をいいます。 (注)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
施設賠償責任特約	日本国内において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (注)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
携行品損害特約	保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合	損害額−1万円(自己負担額) (契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下段【別表】を参照してください。)
家賃収入特約	補償対象となる事故(P15 1.損害保険金の①から⑨までのうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)

【別表】盗難の補償限度額

■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■通貨・預貯金証書・印紙・切手・乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。

ご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑨までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更	②保険の対象の移転	③住居部分がなくなった
④建物の建築年月 （地震保険の建築年割引を適用された場合）	⑤建物内の職作業 作業規模の変更	⑥面積の変更（施設賠償責任特約をセットする場合） ⑦施設または設備、業務遂行名称の変更（施設賠償責任特約をセットする場合） ⑧割増引の変更（地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合）
⑨増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少（建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ）		
⑩保険の対象の譲渡	→	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。 事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。 なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
⑪ご契約者の住所・通知先変更	→	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。 ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。
⑫上記以外の変更	→	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】
上記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。
ア. 住居部分がなくなったとき　イ. 日本国外に保険の対象が移転したとき

債務者集団扱について

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方	
保険の対象	建物	住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物
	家財	上記建物に収容された家財

クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等）について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除（以下、クーリングオフといいます。）を行うことができます。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。
保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

クーリングオフができないご契約

1. 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約をセットしたご契約を含みます。）
2. 営業または事業のためのご契約
3. 法人または社団・財団等が締結したご契約
4. 質権が設定されたご契約
5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
6. 通販特約により申し込まれたご契約

このパンフレットについて

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約者（加入者）と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店について

契約の当事者は、保険会社とご契約者本人となります。したがいまして、保険契約を引き受け、保険金等の支払いを行うのは保険会社となります。取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。なお、取扱代理店は法令等に抵触してお客さまに損害を与えた場合、取扱代理店としての販売責任を負います。

金融機関が取扱代理店となる場合

金融機関が取扱代理店となる場合、この保険契約のお申込の有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
なお、「ほ～むジャパン」は損害保険であり預金等ではありません。したがいまして、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。

複数の保険会社による共同保険契約の締結

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は取扱代理店にご確認ください。

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険証券について

保険証券（質権設定契約の場合には保険証券（写））は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券（質権設定契約の場合には保険証券（写））が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、保険証券（質権設定契約の場合には保険証券（写））に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（http://www.sompo-japan.co.jp）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額調整等に関する追加特約について

建物を対象とした保険期間が5年を超える新価・実損払（評価済）契約の場合、保険期間中に建築費または物価が5%を超えて下落したときは、ご契約時に定めた再調達価額（協定再調達価額）または保険金額の調整につき、損保ジャパンからお客さまに連絡いたします。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率については、以下のホームページをご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
http://www.sompo-japan.co.jp/info/kasai/

ご契約時にご確認いただきたいこと

❶ 保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など（明記物件といいます。）は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記しなければ補償されません。

建物

家財

明記物件

❷ 保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の用途について

ほ～むジャパンでご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅（共同住宅※1を含みます。）、併用住宅※2です。住居部分のない専用店舗はご契約になれません。

※1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
※2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物をいいます。

専用住宅

共同住宅

併用住宅

専用店舗

❸ 保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

❹ 保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地について

保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。

❺ 保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の構造について

ほ～むジャパンの構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

構造		該当する建物
M構造		1.下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a)コンクリート造建物　(b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物　(d)石造建物 2.耐火建築物の共同住宅
T構造		1.下記の(a)～(e)のいずれかに該当する建物 (a)コンクリート造建物　(b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物　(d)石造建物　(e)鉄骨造建物 2.耐火建築物　3.準耐火建築物　4.省令準耐火建物
H構造		M構造およびT構造に該当しない建物

以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造構造であっても以下の①～③のいずれかに該当する場合は、T構造となります（共同住宅を除きます。）。
   ①耐火建築物　②準耐火建築物　③省令準耐火建物
   上記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。
2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

❻ 保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1. 建物の保険金額
保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。

2. 家財の保険金額
保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については、P6の「家財の新価の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。

3. 明記物件の保険金額
明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。

1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなることがありますので、ご注意ください。